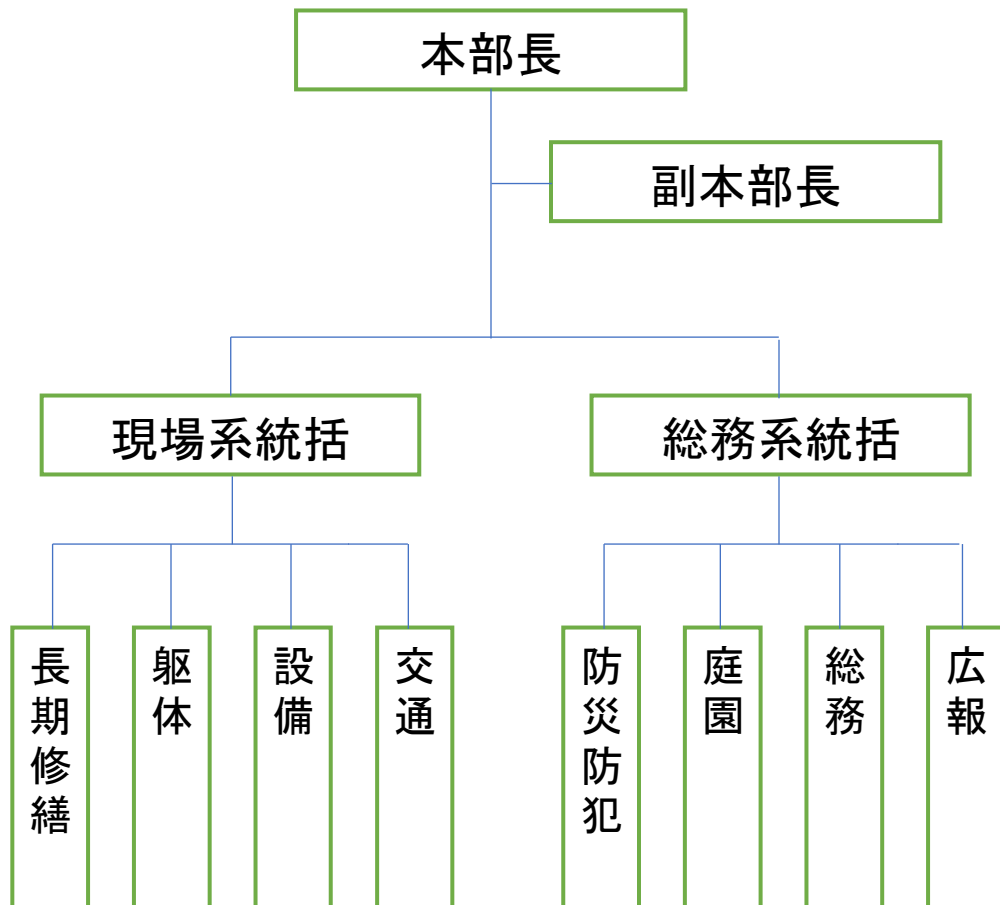


# 災害対策本部組織図（管理組合）



震度5強以上の地震、又はそれに相当する災害が発生した場合、理事長は災害対策本部を発足させる。  
災害対策本部の実務については、事前に規定化しておく。

理事が執務出来て、理事会が機能している場合は、理事会が災害対策本部として実務を担当する。  
理事が参加できない場合は、本部長が、駆けつけてきた住民の中から、対策委員を指名する。  
本部長は、理事長→副理事長→防災主担当の順に担当する。